

補助金事業等収益明細書

(自) 令和 3年4月1日 (至) 令和 4年3月31日

社会福祉法人 徳峰会

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等の拠点区分ごとの内訳		
						ひさやま保育園社の郷	(単位：円)	
久山町 一時預かり事業補助金	保育事業	2,200,000	178,100	2,378,100		2,378,100	0	
久山町 地域子育て支援拠点事業補助金		7,800,000	0	7,800,000		7,800,000	0	
久山町 障害児保育事業補助金		3,108,000	0	3,108,000		3,108,000	0	
久山町 延長保育事業補助金		514,000	577,500	1,091,500		1,091,500	0	
久山町 運営委託費用補助金		500,000	0	500,000		500,000	0	
久山町 保育士等処遇改善臨時特例事業		560,880	0	560,880		560,880	0	
厚生労働省 両立支援等助成金		360,000	0	360,000		360,000	0	
					0			
					0			
					0			
区分小計		15,042,880	755,600	15,798,480	0	15,798,480	0	
	施設			0				
				0				
					0			
区分小計		0	0	0	0	0	0	
合計		15,042,880	755,600	15,798,480	0	15,798,480	0	

(注) 1. 「区分欄」には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害者福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。  
なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。